

新規需要米（飼料用米）を作付する農業者のみなさんへ

平成 24 年産から飼料用米も主食用米と同じく穀実の収穫を目的としていることから水稲共済の補償対象となります。これまで農業共済組合（以下「組合」という。）では 3 ヶ年かけて飼料用米の基準となる収穫量の調査を実施し、加入に向け準備を進めてまいりました。これから水稲生産実施計画書（農業者戸別所得補償制度の交付金の交付に係る営農計画書）兼 水稲共済細目書異動申告票が配布されますので、必要事項を記入のうえ、各地域農業再生協議会、組合に提出していただきます。なお、飼料用米の加入・損害評価については、「農作物共済引受関係要綱」「農作物共済損害評価要綱」（農林水産省経営局長通知）によるものです。

⑨ 新規需要米とは、米穀の需給調整実施要領（農林水産省総合食料局長通知）の「生産製造連携事業計画の内容及び認定」、「新規需要米取組計画書の内容及び認定」状況に基づき東北農政局盛岡地域・奥州地域センターの確認を受けたものです。組合では、農家からいただいた情報取得の同意を基に、水稲共済細目書異動申告票と認定情報から水稲共済細目書を作成し、農家の方々に確認していただきます。

□ 加 入

主食用米・飼料用米と合わせ一定規模を作付けする農業者の方は、水稲共済に加入していただくことになります。加入する方式には、一筆・半相殺・全相殺の各方式があり、それぞれに補償の特徴がありますので、ご検討のうえ選択していただくことになります。なお、全相殺方式に加入する場合には、カンントリーエレベータ等に全量を出荷していることが条件となります。ただし、主食用米の加入方式・補償割合と飼料用米の加入方式・補償割合は原則として、統一させていただきます。

例）主食用米：一筆方式 7 割補償 飼料用米：一筆方式 7 割補償

□ 補償金額（共済金額）

飼料用米にかかる補償単価は、kg 当たり 40 円～ 12 円（8 段階・平成 23 年産）の中から選択していただきます。ただし、管内の一般的な取引価格が、補償単価の最高額を超えている場合は最高額を限度とします。自然災害により減収した場合、選択した加入方式毎に基準以上の減収となったときから共済金が支払われます。

なお、補償の基準となる基準収穫量は、飼料用米として流通することとなる粗玄米を基に設定します（主食用米・米粉用米については、縦目ぶるい 1.8^{ミル}以上の玄米）

〔飼料用米補償金額計算例〕 加入面積 10 a 基準収穫量 500kg（基準単収 500kg） 補償単価 40 円（平成 23 年産補償単価最高額）

引受方式	補償割合	補償額
一筆方式	7 割	(500kg × 0.7) × 40 円 = 14,000 円
	6 割	(500kg × 0.6) × 40 円 = 12,000 円
	5 割	(500kg × 0.5) × 40 円 = 10,000 円
半相殺方式	8 割	(500kg × 0.8) × 40 円 = 16,000 円
全相殺方式	9 割	(500kg × 0.9) × 40 円 = 18,000 円

□ 掛 金

ご負担いただく掛金は、次により計算されますが、加入方式、補償割合、補償単価、掛金率によりそれぞれ異なります。

○掛金 = 補償金額（共済金額）× 掛金率 ○農家負担掛金 = 共済掛金 × 1 / 2（国が半額を負担）

⑨ 共済掛金のほかに賦課金等も同時に納入していただくこととなります。

〔飼料用米農家負担掛金計算例〕 掛金率：5% の場合（全方式同一とした場合）。 補償金額 ：上記計算例より。

引受方式	補償割合	補償金額	共済掛金合計	農家負担額
一筆方式	7 割	14,000 円	700 円	350 円
	6 割	12,000 円	600 円	300 円
	5 割	10,000 円	500 円	250 円
半相殺方式	8 割	16,000 円	800 円	400 円
全相殺方式	9 割	18,000 円	900 円	450 円

⑨ 補償割合が高くなるほど実際の掛金率は高くなります。

⑨ 農家の掛金率は過去の実績被害率により算定されますので、農家ごとに異なります。

⑨ 掛金率は 3 年ごとに改定されます。

□ 損害評価

災害を受けた場合、加入した方式により検見・実測・出荷伝票を基に被害申告筆、及び申告のあった農家の全筆を調査します。なお、全相殺方式に加入した場合は、主にカンントリーエレベータ等に出荷した伝票を基に調査します。

⑨ 飼料用米の計量結果によるデータ確定が遅れた場合、共済金のお支払いが翌年となることがあります。